

# 大和市危機管理基本方針

令和6年1月

大 和 市



# 目 次

第1章 総 則	1
1 目 的	1
2 基本的な考え方	1
3 定 義	1
4 責 務	1
5 危機管理対応個別計画の作成と見直し	2
第2章 危機管理体制	3
1 平素・危機発生前の体制	3
2 危機発生時の体制	3
第3章 事前対策	5
1 情報連絡網等の整備	5
2 職員研修・訓練の実施	5
3 資機材等の整備	5
4 医療・救助・救急搬送等の確保	5
5 関係機関との連携	5
6 市民・事業者等との連携	5
第4章 応急対策	6
1 危機発生時の対応	6
2 情報収集	6
3 応急対策の検討・決定	6
4 応急対策の実施（対応）	6
5 市民等への情報提供	7
第5章 事後対策	8
1 安全性の確認・市民等への周知	8
2 復旧・復興の推進	8
3 危機管理の評価と対策	8
大和市危機管理基本方針体系図<別図1>	9
本市の危機に係る体制フロー図<別図2>	10

## 第1章 総 則

### 1 目 的

本基本方針は、本市域において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民等の生命、身体及び財産に対する被害を最小限に留めるため、危機に対する基本的な事項を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

- (1) 市は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機による被害の拡大を防止する。  
特に、危機リスクの高い要配慮者等への対処に留意する。
- (2) 市は、被害の発生予防や拡大防止を図るため、危機に対する体制を整備する。
- (3) 市は、基本的な役割、手順を定め、危機に迅速かつ的確に対処する。

### 3 定 義

#### (1) 危機

危機とは、大規模な災害・事件又は事故や集団的な健康被害等により、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある緊急事態とする。

#### (2) 危機の種類

- ア「自然災害等」・・・地震、風水害、特殊災害（大規模火災や航空機事故等）
- イ「武力攻撃事態等」・・・武力攻撃事態、緊急対処事態
- ウ「新型インフルエンザ等」・・・新型インフルエンザ等の発生時等
- エ「その他の危機事案」・・・環境汚染、硫化水素など毒性物質流出事故等、市民生活の継続に影響を及ぼす事態

### 4 責 務

市は、危機に際し市民等の安全と市民生活の安定を確保するため、市の有するすべての機能を十分発揮するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機への対策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 危機管理監は、危機の拡大抑止のため、次の対応を行わなければならない。
  - ア 市長の命を受けて、危機管理及び市民の安全に係る施策に関する事

務を統括する。

イ 発生した危機の所管部局が明確であっても被害が大規模で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な危機が発生した場合は、総合調整を行う。

ウ 発生した危機の所管部局が複数ある場合又は所管部局が不明確な場合は、関係部局間の調整を行う。

エ 危機管理能力向上のための研修、訓練等を実施する。

(2) 各部等は、所管が明確な危機に対して、危機発生時、関係機関等から情報収集を行い、初動対応を実施するとともに、危機管理課と情報共有を図り、連携して対応しなければならない。

(3) 危機管理課は、危機管理監の指揮監督のもと、関係部間の調整等に当たるとともに、所管部の危機への対応について、支援協力をを行う。

(4) 職員は、日ごろから自らの職務及び立場に応じて、危機発生時にどのように行動すべきか想定するとともに、必要な知識・技術の習得に努め、市民等の危機管理に対する要請に応えられるようにする。

危機発生時には、直接当該事案に携わらない場合であっても、市職員としてふさわしい行動をとらなければならない。

## 5 危機管理対応個別計画の作成と見直し

各部等は、想定される危機に関し、個別計画（マニュアル）の作成を行う。また、社会情勢の変化や個別事態に即して、随時個別計画（マニュアル）の見直しを行うものとする。

なお、危機のうち、法令に計画の策定が位置づけられている次の事象については、それぞれの計画により対応する。 <別図1>

自然災害等	大和市地域防災計画（災害対策基本法）
武力攻撃事態等	大和市国民保護計画（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）
新型インフルエンザ等	大和市新型インフルエンザ等対策行動計画 （新型インフルエンザ等対策特別措置法）

## 第2章 危機管理体制

### 1 平素・危機発生前の体制

#### (1) 危機管理監

危機管理監は、災害対策本部長又は災害警戒本部長の命を受け、対策本部又は警戒本部の事務を掌理し、対策本部又は警戒本部の職員を指揮監督する。

#### (2) 情報収集体制

各部等は、平素から予測される危機に関する情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、必要に応じて危機管理監へ報告するものとする。

また、当該情報の整理や危機発生に関する要因・危険度・被害などについて分析を行い、危機の予防及び被害の軽減等の対策を講じる。

#### (3) 危機管理推進会議

市は、危機管理上必要な庁内体制を整備し、情報を共有して運営を確実なものとするを目的に、必要に応じて危機管理監を座長とし、関係各課長を構成員とする危機管理推進会議を開催する。

### 2 危機発生時の体制

危機の内容、規模等に応じて、次の対策本部等を設置する。

#### (1) 自然災害等に係る体制

##### ① 災害対策本部

自然災害等が発生し又は発生するおそれがある場合、市域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

本部員等の構成は、大和市地域防災計画によるものとする。

##### ② 災害警戒本部等

災害対策本部設置以前に、その災害の発生又は発生するおそれの程度により災害警戒本部又は災害調整会議を設置する。

本部員等の構成は、大和市地域防災計画によるものとする。

#### (2) 武力攻撃事態等に係る体制

##### ① 国民保護対策本部

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときに設置する。

本部員等の構成は、大和市国民保護計画によるものとする。

##### ② 緊急事態対策本部等

国の事態認定が行われたとき、あるいは事態認定につながる可能性

があると考えられるとき等は、緊急事態対策本部又は緊急事態警戒本部を設置する。本部員等の構成は、大和市国民保護計画によるものとする。

(3) 新型インフルエンザ等に係る体制

① 新型インフルエンザ等対策本部等

海外又は国内で鳥インフルエンザ等の人への感染が発生した場合又は海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、連絡調整会議及び任意による対策本部を設置する。

また、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発した場合に法令及び条例に基づく対策本部を設置する。

本部員等の構成は、大和市新型インフルエンザ等対策行動計画によるものとする。

(4) その他の危機に係る体制

<別図2>

① (個別危機名) 対策本部

自然災害等及び武力攻撃事態等以外の危機で、全庁的に対応する必要があると市長が認めたときは、「(個別危機名) 対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置するとともに、危機への対応策等を決定し、実施するものとする。

対策本部は、本部長に市長を、副本部長及び本部員にそれぞれ大和市災害対策本部職員の任命に関する規則第2条及び第3条に掲げる職にある者を充てて構成し、危機管理監は、(個別危機名) 対策本部長の命を受け、対策本部の事務を掌理し、対策本部の職員を指揮監督し、事務局は所管課が担う。

② (個別危機名) 連絡調整会議

(個別危機名) 対策本部の下部組織として「(個別危機名) 連絡調整会議」(以下「連絡調整会議」という。)を設置し、所管部・関係部等の危機対処に係る調整を実施するものとする。連絡調整会議の座長は所管部長とし、会議終了後速やかに調整結果を市長に報告する。

## 第3章 事前対策

### 1 情報連絡網等の整備

危機管理が円滑に遂行できるよう、各部等は、関係機関等との連携に努めるとともに、危機発生に備え、夜間休日の場合も含め、関係機関を含めた情報連絡網を整備し、職員に周知しなければならない。

### 2 職員研修・訓練の実施

各部等は、職員の危機管理意識と技術の向上を図るため、過去に発生した事案を検証し、想定される危機に応じた研修・訓練を計画的に実施する。

### 3 資機材等の整備

各部等は、所管する危機の発生に備え、平常時から緊急対策に必要な資機材等を整備する。

保管することに支障のある資機材等については、危機発生時に円滑に調達できる体制等を整備しておく。

### 4 医療・救助・救急搬送等の確保

各部等は、危機が発生した場合に備え、関係機関等の協力を得ながら必要な医療・救助及び搬送体制等について確立しておく。

### 5 関係機関との連携

各部等は、危機発生時の対策が迅速かつ的確に実施できるよう、県、自衛隊、警察、ボランティア団体等の関係機関等と、緊密な連携・協力体制を確保する。

### 6 市民・事業者等との連携

市は、市民・事業者等の協力を得るため、平常時から様々な危機に関する情報提供や広報活動を通じて、市民・事業者等の関心を高めるよう努める。

#### (1) 市民等との連携

危機発生時に市民等が落ち着いて行動できるように、市が実施する危機への対応策や状況報告等を確実にを行うため、平常時から市民や地域団体等と協力・連携を図る。

#### (2) 事業者との連携

事業所が地域社会の一構成員として、積極的に市民や地域の防災組織等と協力し共助に努められるよう、連携を図る。

## 第4章 応急対策

### 1 危機発生時の対応

危機を発見又は危機発生の際、第1報を入手した職員は、速やかに所管部へ通報する。

通報を受けた所管部は、直ちに初動対応及び情報収集体制を構築し、被害の軽減を図るとともに、危機管理監へ報告する。

なお、所管部が明確でない場合は、危機管理監が関係各部の調整を行い、市長及び副市長に報告する。

報告を受けた市長は所管部を決定する。

地震発生時には、大和市業務継続計画に基づき、市民生活への影響を最小限に抑えるべく、各課等であらかじめ選定した非常時優先業務を遂行する。また、他の危機事象に対しても、可能な範囲でこれを適用する。

### 2 情報収集

各部等は、危機発生時、あらゆる手段を講じて、危機発生時の状況、被害状況と拡大の予測、市民等の避難状況、関係機関等の応急措置の状況等の情報収集を行う。

### 3 応急対策の検討・決定

対策本部は、応急対策等について検討を行い、その内容を決定する。

応急対策の検討・決定にあたっては、事態を迅速に収拾するため、組織能力を最大限に活用する。

### 4 応急対策の実施（対応）

危機発生直後において、各部等は、対策本部（対策本部が設置されないときは、所管部）が決定した対応方針に基づき、市民等の生命と身体及び財産の安全確保を最優先に、関係機関等と連携協力し応急対策を実施するものとする。

#### （1）対応策の実施・周知

市は、危機の内容に応じ、被害の拡大を防止するため、有効な避難の場所・方法、予防策等について、関係機関等と連携してその措置を実施するとともに、周知を図るものとする。

#### （2）応援要請の実施

市は、被害の状況を把握し、必要に応じて関係機関に応援要請等を行うものとする。

### (3) 被害拡大の防止

市は、発生源対策、立入制限、交通規制などについて、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うとともに、拡大防止措置を実施するものとする。

## 5 市民等への情報提供

### (1) 市民等への情報提供

市は、危機発生時に、市民等の生活の安心・安全を確保するため、危機に関する情報や被害情報、安否情報など市民等が必要とする情報を、速やかにあらゆる広報手段を活用して提供するものとする。

- ①危機発生時の状況（危機の規模など）
- ②災害の状況（拡大する可能性など）
- ③応急対策の実施状況
- ④その他市民等が必要とする情報

### (2) 広報担当の設置

市は、情報の一元化を図るため、広報担当（スポークスパーソン）を設置する。広報担当は、広報業務、危機管理業務及び秘書業務を所管する市長室長が担うものとする。

## 第5章 事後対策

### 1 安全性の確認・市民等への周知

市は、応急対策が概ね完了した時、関係機関等と協力し、早急に安全性の確認を行う。

広報担当は、安全性に関する情報を報道機関に提供し、市民等への周知を図る。

また、市は、必要に応じて市民等に対し安全宣言を行うほか、風評被害の防止に努めるものとする。

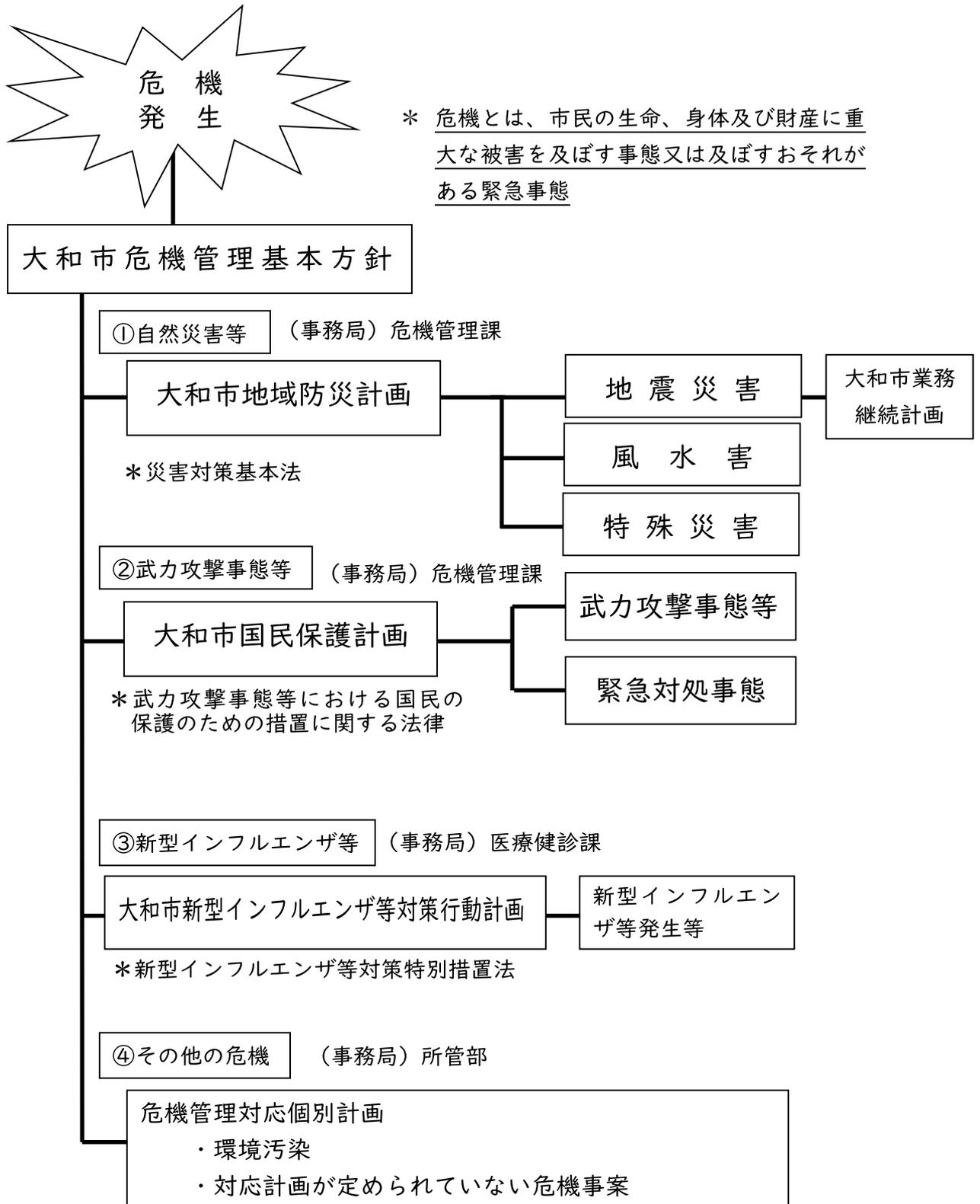
### 2 復旧・復興の推進

各部等は、関係機関等と連携・協力し、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、迅速かつ円滑に復旧・復興の推進を図る。

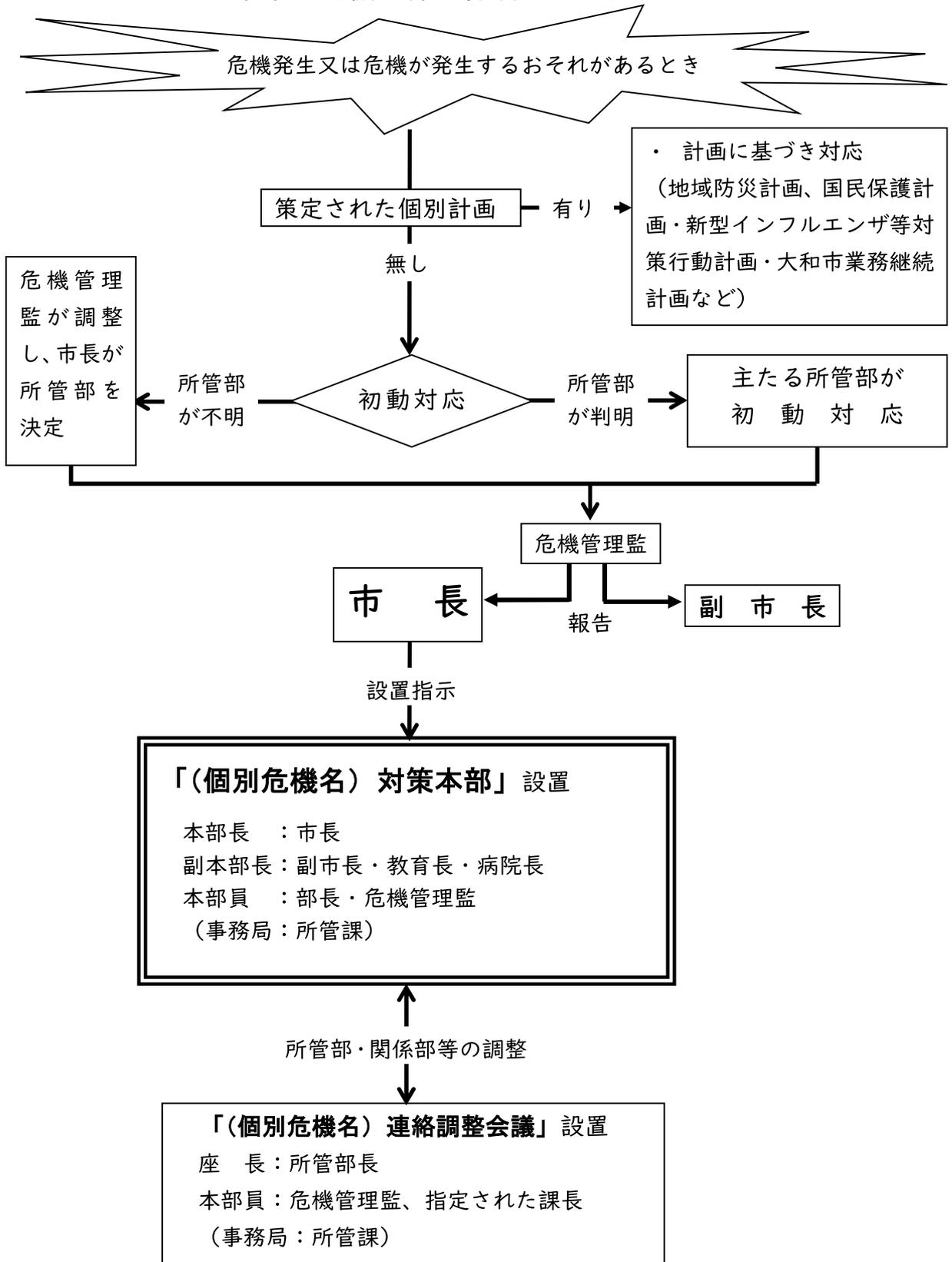
### 3 危機管理の評価と対策

各部等は、危機の収束後において、実施した応急対策の改善を目的とした総合的な検証及び対策の改善を行い、危機管理の向上に努めるとともに、職員及び関係部等への周知を図る。

### 大和市危機管理基本方針体系図



### 本市の危機に係る体制フロー図



大和市危機管理方針

平成21年12月 作成

令和 6年 1月 修正

編集・発行 大和市市長室危機管理課

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話 046(263)1111(代)